



平成 29 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 進 和
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 根 本 哲 夫
(コード番号 7607 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 田 礎 久
管 理 本 部 長
TEL (052) 796-2533

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 11 月 16 日開催予定の第 67 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に株式報酬制度を設けるものであり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額については、平成 28 年 11 月 17 日開催の定時株主総会において、年額 300 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産と

して払込み、当社の普通株式について、発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 50 百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期、配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が対象取締役に対して新たに発行しまたは処分する普通株式の総数は年 50,000 株（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）以内とし、その 1 株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により、決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。

以 上